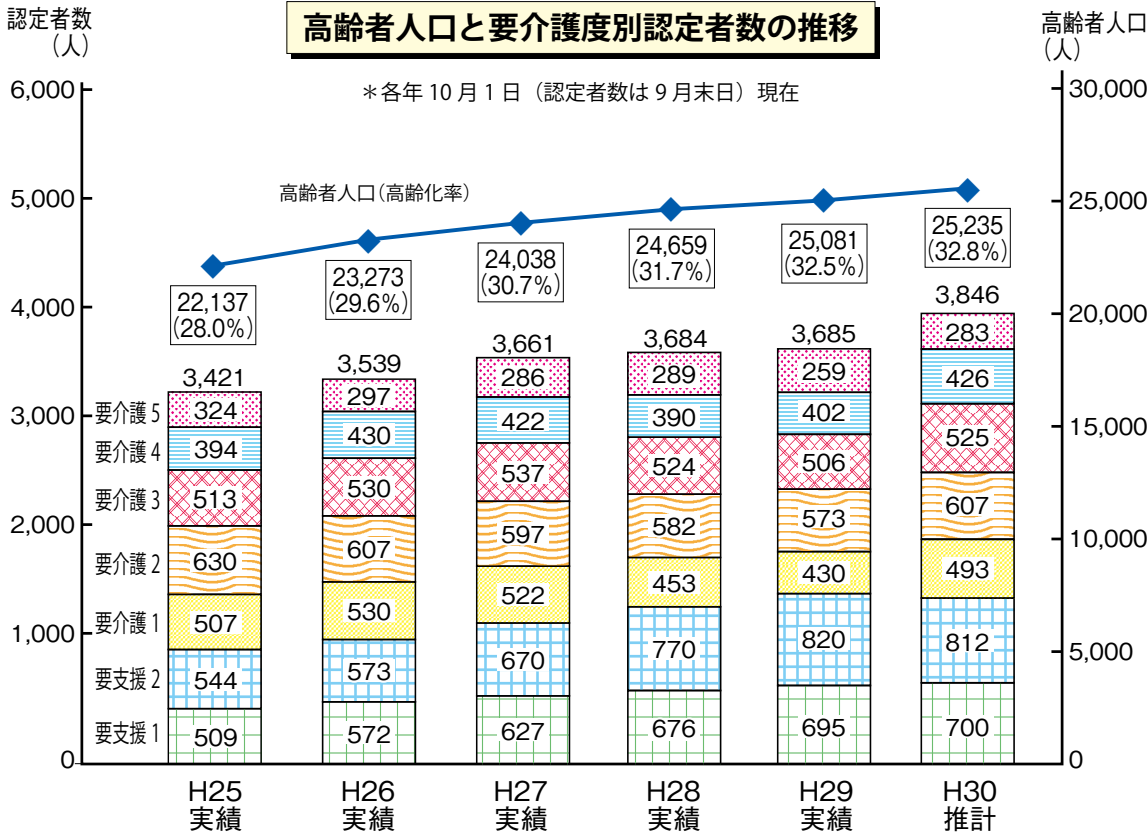




お問い合わせは 高齢介護課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4043 FAX(56)4032 へ
[ホームページアドレス] <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>



「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごすまちづくり」をめざして

介護保険制度は、増え続ける高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設されました。その制度が始まって18年が経過し、市でも介護サービス基盤が充実してきました。これからも市では、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざして介護保険サービスの充実に取り組みます。

平成30年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)
(保険料額は、平成29年度と同じです)

段階	対象者	乗率	保険料額(年額:円)
第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.4	24,480
第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円以下	0.625	38,240
第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円超	0.7	42,830
第4段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010
第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 (月額:5,098)
第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830
第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480
第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770
第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890
第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010
第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130
第12段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250
第13段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360
第14段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480
第15段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600
第16段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	2.3	140,720

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得(保険料段階が第1～5段階のみ)」を控除した額です
◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成29年度の保険料を基に算定した金額を納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のおのおのの保険料の合計額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため前年と比べ保険料段階が変わる場合などに、8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増減することがあります
◎保険料額は平成30年4月～平成31年3月の1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1～12月の金額のため、この保険料額と金額が異なります
◎第1段階は、国の制度による軽減措置後の金額です。なお、軽減前の保険料額(年額)は、27,540円です

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、1割または2割(平成30年8月から一定以上の所得がある人は3割

市の高齢者人口と認定者数の推移

※裏面参照)の負担で介護サービスを利用することができず。市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月の13・8パーセント(7人に1人)から、平成29年10月には32・5パーセント(3人に1人)と、18・7ポイントの大幅な増加となっています。また認定者数も平

第7期介護保険事業計画の策定について

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年度を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる

平成30年度からの介護保険料について

市条例で65歳以上の人の平成30年度から3年間の介護保険料を決定しました。課税状況

や所得金額により16段階に区分してあります。(左表参照)
今回の介護保険料は、第6期から据え置きとされています。高齢化の進展に伴う要介護等認定者の増加などによる介護給付費の上昇を、準備基金の取り崩しにより抑えています。やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係(☎56)4043)にご相談ください。

平成30年度介護保険制度改正の概要

平成30年度(2018年度)の介護保険制度改正は、団塊の世代がすべて75歳になる2025年度に向け、介護保険料の負担をできるだけ適正な範囲に抑えつつ、引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組むことで、介護保険制度を持続可能なものとするをねらいとしています。そのうち、利用者負担の見直しに関するについて下記のとおりご説明します。

<平成30年4月から>

◎介護保険の財源構成の変更

介護保険の財源のうち半分を担う介護保険料の負担割合が、65歳以上の人は22パーセントから23パーセントに、40歳～64歳の人は28パーセントから27パーセントになりました。

◎介護サービス費用の見直し

3年に1度実施される介護報酬の改定に伴いサービス費用が見直しとなったため、サービスを利用したときに支払う利用者の自己負担額が変わりました。

<平成30年8月から>

◎一定以上所得者の利用者負担の見直し

65歳以上の人で一定以上の所得がある人については、介護サービス、介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用における自己負担が2割となっていますが、そのうち、特に所得の高い人の負担割合が3割となります。

利用者の負担割合を示す証明書となる介護保険負担割合証については、要介護(要支援)認定を受けている人全員に、平成30年7月頃に郵送します。

		負担割合
年金収入等	340万円以上(※)	2割⇒3割
年金収入等	280万円以上	2割
年金収入等	280万円未満	1割

※前年中の本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

介護サービスの利用について
介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定を申請し、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。
申請は、市の窓口で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は地域包括支援センターなどに代行してもらいます。

ともできます。申請には、介護保険被保険者証(65歳未満の人は健康保険証など)が必要で、申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。これをもち、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。認定結果が出る前でも、暫

定的なケアプランを作成することで、申請日から介護サービスを利用できます。現在日常生活を送るのに心配がなければ、認定申請をする必要はありません。今後、身体機能の低下などで日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われる時に、かかりつけの医師とも相談のうえ、要介護(要支援)認定の申請をしてください。

介護予防・日常生活支援総合事業について
介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」)は、要支援に認定された生活機能の低下が見られる人などが利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の人がすべてが利用できる「一般介護予防事業」で構成され、65歳以上の人の介護予防と自立

した日常生活を支援します。「介護予防・生活支援サービス事業」では、要支援1・2の人などを対象に、訪問型サービスと通所型サービスを実施しています。従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスだけでなく、基準を一部緩和した市独自のサービスも実施しており、サービス内容に応じた利用者負担額となっています。「介護予防・生活支

担当センター名	住所	電話番号	担当圏域
地域包括支援センター	寺田水度坂130	54-7330 55-3047	東城陽中圏域 城陽中圏域 南城陽中圏域
西部地域包括支援センター	富野西垣内1-19	55-7222	西城陽中圏域
北部地域包括支援センター ひだまり	平川浜道裏20-1	55-5180	北城陽中圏域

介護サービスの使い方
介護サービスを利用するには、ケアプランをたてる必要があります。要支援1・2の人は各圏域を担当する地域包括支援センターへ、要介護1・5の人は居宅介護支援事業者へ、それぞれ直接連絡してください。

援サービス事業」を利用するには、これまでの要介護・要支援認定を受ける方法のほかに、基本チェックリスト(生活状況についての簡易な質問)による判定を受けることで、必要なサービスが利用できるようになります。また、「一般介護予防事業」では認知症予防教室や介護予防教室などを行っています。

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。

減免を受けるには表面記載の保険料段階が第2段階・第3段階の人で年間収入120万円以下、預

<表①>介護サービスを利用した場合の自己負担

貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害による減免や、入院や失業などが原因で世帯収入が2分の1以下に減った場合などの減免の制度もあります。(市の基準を満たす場合に限る)

食費・居住費(滞在費)の軽減(表①参照)

介護保険施設(特養、老健、療養型、介護医療院)へ入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担です。金額は施設が定めますが、市民税非課税の人に対して、その負担を軽減する制度があります。なお、配偶者が市民税課税の人や一定以上の預貯金を保有する人は対象となりません。

高額介護サービス費

介護サービスを利用し、自己負担額が一定の金額を超えると、その超えた分をお返しする制度です(表①参照)。新規で該当する人については、市からお知らせします。

(※1)市民税課税世帯の人のうち、同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯の人は、平成29年8月からの3年間に限り、年間446,400円が上限となります

保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくはお問い合わせください。
問 高齢介護課介護保険係 ☎(56)4043

利用者負担段階	食費(月額)	居住費(月額)					高額介護サービス費の上限(月額)
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
				特養等	老健・療養等		
第1段階	生活保護受給者	300円	820円	490円	320円	490円	0円
	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者						
第2段階	市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以下の人	390円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階	市民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第4段階	現役並み所得者または市民税課税世帯の人(※1)	各施設などが決めた金額を払います					世帯 44,400円